

微雨の候 宮崎県防衛協会宮崎支部会員の皆様にはますますご清福の段、大慶に存じます。

皆様には日頃より当支部運営に際し、格段のご高配を賜り衷心よりの御礼を申し上げる次第です。

六月の自衛隊関連行事は十二日に自衛隊退職者就職援護協会総会がホテルメリージュで開催され、西方の援護担当幹部からは退職自衛官の特性として①頗る健康、②組織人、③危機管理に強いとの説明があり、支部会員企業の社員募集時は是非とも退職自衛官も視程に収めて頂ければ幸いです。(笑)

翌十三日は宮崎市での高等学校宮崎県育成会理事会に参加して、宮崎県育成会再編に向けての諸課題を理事の皆様と協議・検討致しました。

また十五日は宮崎県防衛協会青年部総会を都城の中山荘で挙行し、宮崎支部より三名の理事と参加致しましたが、防衛協会と青年部会の関係正常化が当面の課題であり、改めて支部の皆様にはご相談申し上げねばなりません。

さて軍事アナリスト小川和久氏より興味深いメルマガが届きましたので、ご了承の上ご紹介しますので、皆様も何卒ご一読賜れば幸いです。

・憲法第九条こそ憲法違反じゃないの？

六月四日に開かれた衆議院憲法審査会の参考人質疑でハプニングがありました。出席した三人の憲法学者のうち、なんと**与党推薦の参考人**が、野党側の参考人と一緒に「**安保法制は憲法違反**」と明言してしまったのです。まずは、そのニュースから。

衆院審査会：「安保法制は憲法違反」参考人全員が批判

「衆院憲法審査会は六月四日、与野党が推薦した憲法学者三人を招いて参考人質疑を行った。この日は立憲主義などをテーマに議論する予定だったが、**民主党の中川正春元文科科学相**が、集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法案について質問したのに対し、全員が『憲法九条違反』と明言した。政府・与党は今国会で、関連法案の必要性を丁寧に説明して国民の理解を得ようとしているが、専門家から批判的な見解が示されたことで、今後の審議への影響を懸念する声も出ている。

◇「解釈、整合性確保」官房長官

参考人は、自民党、公明党、次世代の党推薦の**長谷部恭男氏**、民主党推薦の**小林節氏**、維新の党推薦の**笹田栄司氏**。自民党の委員に続いて質問に立つ

た中川氏は『先生方が裁判官なら安保法制をどう判断するか』と各氏の見解を聞いた。

長谷部氏は集団的自衛権の行使容認について『憲法違反だ。従来の政府見解の基本的枠組みでは説明がつかず、法的安定性を大きく揺るがす』と指摘。『外国軍隊の武力行使と一体化する恐れが極めて強い』と述べた。

小林氏も『憲法九条は海外で軍事活動する法的資格を与えていない。仲間の国を助けるために海外に戦争に行くのは憲法違反だ』と批判した。政府が集団的自衛権の行使例として想定するホルムズ海峡での機雷掃海や、朝鮮半島争乱の場合に日本人を輸送する米艦船への援護も『個別的自衛権で説明がつく』との見解を示した。

笹田氏は従来の安保法制を『内閣法制局と自民党が（憲法との整合性を）ガラス細工のようにぎりぎり保ってきた。しかし今回、踏み越えてしまった』と述べた。

これに対し、安保法制に関する与党協議会で公明党の責任者だった北側一雄副代表は『九条でどこまで自衛の措置が許されるか、（憲法解釈を変更した）昨年七月の閣議決定に至るまで突き詰めて議論した』と反論。憲法上許される自衛の措置には集団的自衛権も一部含まれるという見解を示して、違憲ではないと強調した。

これに関連し、菅義偉官房長官は四日の記者会見で『憲法解釈として法的安定性や論理的整合性が確保されている』としたうえで、『まったく違憲でないという著名な憲法学者もたくさんいる』と述べた。

しかし、三人の参考人がそろって安保法制を批判したことに、自民党国対幹部は『自分たちが呼んだ参考人が違憲と言ったのだから、今後の審議に影響はある』と認めた。一方、民主党の長妻昭代表代行は会見で『本日の憲法審査会での議論を踏まえて質疑する』と述べ、五日に再開する衆院平和安全法制特別委員会で政府を追及する考えを示した」（六月四日付け毎日新聞）

このニュースを眺めていて、むくむくと疑問が頭をもたげてきました。

確かに、長谷部氏が言うように「従来の政府見解の基本的枠組みでは説明がつかない」「外国軍隊の武力行使と一体化する恐れが極めて強い」といった点は、その通りだと肯定することもできます。それに対する政府・与党側の反論は「苦しいなあ」という印象でさえあります。

しかし、日本国憲法をめぐる「憲法違反」ということを指摘するのであ

れば、もっと**大本**（おおもと）から斬り込まなければならぬ問題があるはずです。その問題に触れたことは、これまでの**日本の憲法議論では皆無**だったと言ってよいかも知れません。

憲法第九条こそ、憲法違反だと思いませんか？少なくとも、憲法第九条が**違憲状態**に置かれてきたことは、真正面から議論されてよいのではないかと思います。

その理由は明らかです。日本国憲法を貫いている「**前文の精神**」と大きく矛盾する面を残しているからです。

日本国憲法の前文は、最後の部分で、次のように謳っています。

「われらは、**平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭**を地上から永遠に除去しようとする。努めている**国際社会**において、**名誉ある地位**を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみを専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。**日本国民**は、国家の名誉にかけ、**全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成**することを誓ふ」

かみ砕いて言うなら、これは「日本国は、**世界の平和を実現**するために行動することを誓う」と、誇り高く宣言していることにほかなりません。

それにもかかわらず、**憲法第九条**は次のような**具体性に欠ける文言**の羅列のまま放置されてきました。

「**第九条** 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄**する。」

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

「国権の発動たる戦争と武力の行使」を「国際紛争を解決する手段として」は行わないということを「放棄」というのであれば、「**侵略的な戦争を行わない**」という意味に解釈することができない訳ではありません。

しかし、国際法に違反した侵略国家に対する国連安保理決議に基づく**集団安全保障措置**まで「**戦争**」であり「**武力の行使**」だと決めつける大きな誤解

と錯覚を生み出している点は、**憲法前文の精神と矛盾している**という角度から、整理する必要があります。

そこで問われるのは、**世界の平和を実現**するために行動するとは、いかなる**姿形と能力**を持つてするのか、そして、それは自国の安全を図るための**防衛力との関係**において、**具体的にどの**ようなものになるのか、という点です。

私は、**憲法改正の議論で延々と時間が空費**されることを、「**日本国の国際平和に対する責任の放棄**」だと考えています。

そこにおいては、憲法を正面から改正する方向で議論を進めつつも、今すぐにでも**安全保障基本法**のような法律を制定し、現在の**憲法第九条の条文**について、**憲法前文の精神**に照らした規定をすべきだと思います。

国家的な戦力投射能力を持たないこと、つまり現在の**自衛隊のような構造**をもつ**軍事組織**の保持をして、**侵略戦争をしないと明記**することは可能なはずです。そうなれば、**国連平和維持活動（PKO）**などの**国際平和協力活動**や有志連合への参加についても、**なんら憲法違反の問題は生じない**し、**周辺諸国の懸念も生じにくい**と思います。

そういった**取り組みをしないまま、戦力の不保持が語**られていることは、ときの与野党の力関係においていかようにでも**解釈が変更**され、**世界平和**に対する**国際公約**を果たせないばかりか、**国民は安心**して暮らすことができな**い状態に置かれかね**ません。これを**違憲状態**と言わずして、**なんと言**うのでしょうか。

その時々で「**自衛のための戦力を持つ**場合は憲法の改正を要する」（**保安隊創設時、吉田茂首相**）と言ったり、「**日本には自衛権がある**。だから**自衛**のための**武力行使は憲法違反ではない**。ししたがつて**自衛隊は憲法違反ではない**」（**鳩山一郎内閣**当時の**憲法解釈の論理**）と**変化**する、つまり**異なる解釈が生まれるのを許す形**にしておけば、**憲法前文の精神に違反**するだけでなく、**国際的な信頼を失う可能性**さえあることを忘れてはなりません。

集団的自衛権の行使について、元内閣法制局長官などから「**憲法を改正する**のが筋」との見解が示されていますが、**世界平和を実現**し、**自国の安全を**確かなものにするための**順番**から言うと、**時間がかかるのを知りながら憲法改正を振りかざすのは反対論**に等しいと思います。

鳩山一郎内閣当時の**憲法解釈**変更**に比べても、安倍内閣による憲法解釈の変更は大幅なものではありません**。むしろ、**自国の安全を武装中立ではなく、**

同盟関係によって実現する選択をした以上、その前提条件となる集団的自衛権の行使を容認して、同盟関係が日本の安全のためにフルに機能するように正常化すること、そこに主眼が置かれただけだということさえできるからです。

憲法改正は当然のことですが、**改正論者はまず、憲法第九条こそ違憲**であり、違憲状態に置かれてきたことを明確にしてから、改正への歩みを進めるべきではないかと思うのです。

その意味で、憲法審査会における**参考人の意見**は、末節とまでは言わないまでも、重箱の隅を突くような**旧態依然たる枝葉の議論**の印象が強いと言わざるを得ません。いかに安保法制についての判断を求められた場面での見解だったと言っても、その問題は残るのではないかと思います。以上

さすがに我々凡夫とは視点が違うのは当たり前としても、九条そのものが憲法違反とは「九条の会」の皆様には是非問うて頂きたいところです。(笑)

今国会の「安保関連三法案」審議を聞いていますと、論点が本論からどんどん逸れて、枝葉末節にも似たような仮定の質問ばかりに収斂されているように感じるのは、私一人ではないものと考えます。

「いまそこにある危機」に目を閉ざしてばかりでは、天敵を見つけた時に頭を地面に埋め見なかったことにして、いやな現実からは目を背けるという意味の「駝鳥の平和論」と国会論戦が揶揄されても致し方ありません。

また小川先生の知人で著名な公認会計士に教えて頂いたのですが、**日本企業**は海外で「NATO」と嘲笑されているらしく、勿論これは日本が北大西洋条約機構の加盟国になった話には非ず、NATOの「NA」はNO・ACTION、「TO」はTALK・ONLY。要するに、「議論ばかりしていて行動しない」「口ばっかり」だという、蔑みにも通じる言葉のようなのです。

「我々良識ある日本国民は違う」と言うところを、今国会で与野党の国会議員の皆様には是非示して頂きたいと願わずにはおられません。

間もなく梅雨明けで夏本番間に付き、何卒ご自愛專一にお過ごし下さい。

平成二十七年七月一日

宮崎県防衛協会 青年部会 宮崎支部長 小倉 和彦

